

5 「いじめ防止対策推進法」の概要

(第6章 4 「(1)いじめ」に関連)

(第7章 2 (1) ウ 「いじめ」に関連)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日 平成25年法律第71号として公布)は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律です。以下にその概要を示します。

《1 総則》

(1) 「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

(2) いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。

《2 いじめ防止基本方針等》

(1) 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定(※)について定める。

※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

(2) 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

《3 基本的施策》

(1) 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定める。また、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定める。

《4 いじめの防止等に関する措置》

(1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

(2) 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。

(3) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置を定める。

《5 重大事態への対処》

- (1) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- (2) 学校の設置者又はその設置する学校は、(1)の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- (3) 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による(1)の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定める。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

《6 雜則》

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設ける。

いじめの防止等のための基本的な方針より

平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)

《 いじめの重大事態とは 》

いじめの重大事態とは、以下の 1 もしくは 2 に該当するものをいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害※が生じた疑いがあると認めたとき
※ 例えば、○ 児童生徒が自殺を企図した ○ 身体に重大な傷害を負った
○ 金品等に重大な被害を被った ○ 精神性の疾患を発症した
などである。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する※ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
※ 年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30 日という目安によらない。(「30 日」は、不登校の定義を踏まえたもの)
注意：児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が、必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。